

平成22年度「電子政府利用促進週間」の実施について

2010年（平成22年）10月13日（水）

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定

「電子政府に関する広報、普及活動の推進について」（2004年（平成16年）9月15日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、2010年度（平成22年度）の電子政府利用促進週間の実施について、下記のとおり定める。

これに基づき、本週間を中心に、予算の効率的かつ効果的な執行に配慮しつつ、電子政府に関する普及啓発活動を展開するものとする。

記

1 主催

総務省、全府省

2 実施期間

2010年（平成22年）10月25日（月）から10月31日（日）まで

3 実施事項

(1) オンラインの利用拡大に関する取組

「オンライン利用拡大行動計画」（2008年（平成20年）9月12日IT戦略本部決定）で選定された71重点手続を中心として、国民等利用者に対する普及啓発及びニーズの把握等に努めるものとする。

ア 国民等利用者に対する普及啓発

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）及び各府省のホームページ並びに広報誌等各種広報媒体を活用して、オンライン申請のメリット等を広く周知する。
- ② 士業、企業担当者等申請を行う機会の多い者に対する説明会・講習会等の実施、分かりやすく、かつ、なじみやすいパンフレット等の配布、申請窓口等における利用者への案内等を通じたオンライン申請の利用勧奨を行う。

イ 国民等利用者のニーズの把握

国民本位の電子行政を推進する観点から、電子政府推進員を通じた意見・要望の集約、利用者に対するアンケート調査、ヘルプデスクが受け付けた問い合わせや意見・要望の分析等様々な手段を通じて、利用者のニーズを把握し、オンライン申請の利便性を向上させる取組に活用する。

ウ 職員の意識改革

職員が、申請窓口等に来所した利用者にオンライン申請のメリットや申請方法等を適切に案内できるように、職員への研修、啓発等を実施する。

(2) 情報管理の徹底

ア 電子政府の基盤法制である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)の趣旨や制度について、全国51か所に設置している情報公開・個人情報保護総合案内所等において周知を図る。

イ 職員に対し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨や制度について、周知徹底を図る。

ウ 職員に対し、情報セキュリティポリシーに基づき職員が遵守すべき事項について改めて周知徹底を図る。

エ 職員に対し、「公文書等の管理に関する法律」の趣旨や制度について、周知徹底を図る。

(3) その他

行政情報システムの推進及び改善に多大な貢献をしたと認められる者に対して、総務省において行政情報システム推進功労者表彰を行う。

4 その他

各府省間の情報共有を図り、政府全体として電子政府に係る普及啓発活動の効果的な推進に資するため、本週間を中心とした活動予定及び実績について、各府省の状況を総務省へ報告するものとする。